

高等学校教科用図書検定基準等の改正案に対する意見書

2018年（平成30年）8月22日

日本弁護士連合会

当連合会は、文部科学省初等中等教育局教科書課が2018年（平成30年）7月30日付けの「高等学校教科用図書検定基準等の改正に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」で示した高等学校教科用図書検定基準の全部改正案のうち、「地理歴史科（「地図」を除く。）」及び「公民科」の検定基準の改正案（以下「改正案」という。）等に関し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

改正案は、地理歴史科（「地図」を除く。）及び公民科について、「図書の内容全体を通じて、多様な見解のある社会的事象の取り上げ方に不適切なところはなく、考えが深まるよう様々な見解を提示するなど生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。」との規定（以下「本件規定」という。）の新設を提案している（いずれも「1 選択・扱い及び構成・排列」の「(1)」）。

しかし、本件規定は、あいまいであるばかりか、「適切・不適切」という価値判断を含む検定基準であり、政府による恣意的運用や、教科書出版社及び執筆者が萎縮することによって、政府の意向に沿った記述が加えられるか、政府にとって都合の悪い記述がされている特定の事象が教科書から削除されたり、簡略化されたりすることになりかねず、国による過度の教育介入として憲法26条に違反し、子どもの学習権等を侵害するおそれがあるため、当連合会は、本件規定の新設に反対する。

第2 意見の理由

- 1 当連合会は、2014年（平成26年）12月19日、「教科書検定基準及び教科用図書検定審査要項の改定並びに教科書採択に対する意見書」（以下「2014年意見書」という。）を公表し、その中で、「教科書検定制度が、憲法26条1項又は教育基本法16条（「不当な支配」の禁止）に違反しないためには、それが教育内容の正確性や中立・公正さを確保し、全国的に一定の水準を保ち、教育内容が子どもの心身の発達段階に照応することを確保すること等の目的のために必要かつ合理的なものであり、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような内容を含まないこと、一方的な観念や見解を教え込むように強制

するものではないこと等の条件を満たすものでなければならず、「これらの条件を満たしていない教科書検定は、憲法26条に反し」、「教師の教育の自由を侵害するおそれがあるとともに、子どもの学習権を侵害するおそれがあるものというべきである」と指摘した。そして、2014年に改定された教科書検定基準のうち、「特定の事柄を強調し過ぎていたりするところはないこと。」との点や「近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示されているとともに、児童又は生徒が誤解するおそれのある表現がないこと。」との点などについて、それらがいかなる場合を指すのか「あいまいで一義的に判断でき」ず、「これらあいまいな検定基準を政府が恣意的に運用することで、政府にとって都合の悪い記載が教科書から削除される危険がある」とともに、「教科書出版社が萎縮し、より政府に都合のよい記述を行おうとすることにつながり、萎縮効果が生じるおそれがある」等と指摘した。

- 2 しかるに、本件規定の新設は、当連合会が2014年意見書で指摘した上記の懸念を一層深めるものである。すなわち、本件規定によれば、「多様な見解のある社会的事象」について、「生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮」がなされているか否かを、国が判断し、検定意見を通じて、教科書出版社及び執筆者に記述の修正を求めることができ、修正がなされない場合には検定不合格とすることができることになる。しかし、ある社会的事象が「多様な見解のある社会的事象」に該当するか否か、「生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮」がなされているか否かといった事項は、いずれも一義的に判断できる事項ではなく、このようなあいまいであるばかりか、「適切・不適切」という価値判断を含む検定基準は、政府による恣意的な運用を許すことにつながるおそれがある。しかも、本件規定は、上記の判断を「図書の内容全体を通じて」行うものとしているが、これも極めてあいまいであり、その判断はますます恣意的なものとなりかねず、教科書出版社及び執筆者にもたらされる萎縮効果も甚大である。

もとより教科書の中で社会的事象が取り上げられる場合に、生徒が当該事象について多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がなされることは望ましいことであるといえる。しかしながら、そのことと、国が教科書検定を行うに当たって自ら、社会的事象の取り上げ方や見解提示の仕方の「適切・不適切」を判断して検定の可否を決することとは、全く次元の異なる問題である。前記のとおり、本件規定はあいまいであるばかりか、「適切・不適切」という価値判断を含む検定

基準であり、それゆえ教科書出版社及び執筆者に対し、政府が是とする取り上げ方や見解提示の仕方に反するような記述を躊躇させ、これに反しないような記述を事実上強制するおそれがあり、結果として、政府の意向に沿った記述が加えられるか、政府にとって都合の悪い記述のされている特定の事象が教科書から削除されたり、簡略化されることになりかねず、当連合会が2014年意見書で述べた、教科書検定が憲法26条に違反しないというための前記条件を満たしておらず、国による過度の教育介入のおそれがある。

- 3 以上の理由により、当連合会は、本件規定の新設に反対する。なお、義務教育諸学校については、本件規定と同一の規定が、義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成29年8月10日文科科学省告示第105号)の「社会科(地図を除く。)」に既に盛り込まれている(「1 選択・扱い及び構成・排列」の「(2)」)。当連合会は、この義務教育諸学校教科用図書検定基準についても、速やかに同規定を削除することを求める。

以上